

火災予防条例が改正になりました！

露店には消火器の準備をお願いいたします

火災予防条例が改正となり、平成26年8月1日から開催される地域の夏祭りなど、大勢の人が集まるイベントで露店などを開設する場合は、**消火器の準備と消防署への届出**が必要となります。



対象となるのは、火気器具等を使用して、露店、屋台、その他これらに類するものの開設になります。

対象火気器具は、おもにコンロ、グリドル、ストーブ、発電機などが該当します。

※近親者によるバーベキュー、幼稚園・小学校で父母が主催するもちつき大会のように、相互に面識のある人が集まる催しなど、集まる人たちの範囲が個人的なつながりに留まる場合は対象外となります。

なお、消火器は新品、中古の別は問いませんが、腐食や破損などのない物を準備して下さい。

【対象火気器具等（例）】



〈コンロ〉



〈グリドル〉



〈ストーブ〉



〈発電機〉

詳しくは最寄りの消防署にお問い合わせください。

消防本部予防課	022-361-1616	松島消防署	022-354-4226
塩釜消防署	022-361-1621	七ヶ浜消防署	022-357-4349
多賀城消防署	022-366-0177	利府消防署	022-356-2251
西部出張所	022-368-1313		

露店等の開設届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日			
〇〇（最寄りの） 消防署長殿 届出者 住 所 町内会長など、催しの代表者 （電話 〇〇-〇〇-〇〇〇〇） 氏 名 〇〇〇〇 印			
開 設 期 間 （催 し の 日 時）	自 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至 平成〇〇年〇〇月〇〇日	営 業 時 間 （露店開設時間）	開始 〇〇時 〇〇分 終了 〇〇時 〇〇分
開 設 場 所	〇〇公園・〇〇集会所 など、催しの開催場所		
催 し の 名 称	〇〇町内会夏祭り など、催しの名称		
開 設 店 数	〇店 （開設店舗数）	消 火 器 の 設 置 本 数	〇本
現 場 責 任 者 氏 名	催しの責任者		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人または組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄には、記入しないこと。